

発議第1号

令和7年12月17日

鹿追町議会議長 上嶋和志様

提出者	鹿追町議会議員	安藤	幹夫
賛成者	同上	清水	浩徳
賛成者	同上	金子	孝伸
賛成者	同上	青砥	敏一

鹿追町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

## 鹿追町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月17日提出

### 鹿追町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

鹿追町議会の議員の定数を定める条例（平成14年条例第21号）の一部を次のように改正する。

本則中「11人」を「10人」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年1月1日以降初めてその期日が告示される一般選挙から施行する。

#### 〔提案理由〕

本条例案は、現在11人と定められている本議会議員の定数を10人に改めるため、地方自治法第91条第1項の規定に基づき提案するものである。

本町では人口減少が続く一方、行政課題の変化やデジタル化の進展により、議会における意思決定プロセスや政策形成手法も大きく変わりつつある。こうした中で、本議会はこれまで議会改革やICT活用の検討、委員会運営の工夫などを通じて、効率的かつ質の高い議論の場を形成してきた。

議員定数を1人削減したとしても、現在試験運用しているタブレット端末を活用した資料共有、事前の情報収集の効率化、委員会での専門的審議の充実などにより、議会としての監視機能・政策立案機能・住民意思の反映機能は十分に確保できるものと判断している。また、他自治体においても同規模の人口で同程度、あるいはそれ以下の議員定数で円滑に議会運営が行われている事例が見られ、合理性を欠くものではない。

以上の観点から、議会機能を損なうことなく、議会運営の効率化と住民負担の軽減を図るため、議員定数を10人に改めることが適当であると考え、本条例改正案を提出するものである。